

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	佐野 智昭（6）	<p>1. ごみのない日本一きれいなまちを目指すためのマナー条例の充実と各種施策等の拡充について</p> <p>本市は、平成28年6月に富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例（通称：富士市マナー条例）（以下、「マナー条例」という。）を施行した。</p> <p>マナー条例は、人々が永く住み続けたい、何度も訪れたいと感じる魅力に満ちた美しいまちを築くことを目的に、基本理念を誇るべき規範意識を身につけること、周囲の人々を思いやる心を育むこと、市・市民・事業者・来訪者で協働して進めることを意識して、誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりを推進するとして、各主体の責務、禁止事項や違反者への対応、美化推進重点区域の指定等を規定している。</p> <p>施行後4年が経過し、市ではマナー条例の周知活動や啓発活動のほか、日頃のちょこっと美化を推進していくためのチームちょこ美（び）活動等を展開するなど、積極的に各種施策に取り組んでいる。また、チームちょこ美活動へ参加する市民や、自主的に清掃活動を実施する地区や自治会、市民団体、事業所等も増えてきており、市・市民・事業者がそれぞれの責務を果たし、美しいまちづくりに向けての機運も高まりつつあるように思う。</p> <p>しかし一方で、残念ながら依然としてごみやたばこの吸い殻のポイ捨て、飼い犬等のふんの放置などが見受けられる。</p> <p>また、海洋プラスチックごみ問題が顕在化している中で、富士海岸においてもペットボトルをはじめとする大量のプラスチックごみなどが漂着しており、その深刻さを目の当たりにする。</p> <p>さらには、コロナ禍で、テイクアウト商品の容器やマスクのポイ捨ても増えている。</p> <p>そのような中、今後しばらくはウィズコロナの生活を強いられ、新しい生活様式の実践が求められる中においては、相手目線、相手起点で行動するといったマナーが問われることになり、ごみのポイ捨てなどをしないということも、新しい生活様式と同様に重要なことであり、多くの方が利用する道路や公園、海岸などの公共の場においては、お互いにきれいに使う、きれいな状態を保つという意識の醸成が一層求められるところである。</p> <p>一方、今年6月に日本政策投資銀行と日本交通公社がインターネットを通じて行ったアンケートでは、回答した6200人余の外国人のうち、46%（複数回答）が新型コロナ終息後に観光旅行したい国や地域として日本を挙げており、最も人気が高かったようである。そして、その理由としては36%（複数回答）が「清潔だから」と回答していることから、終息後のインバウンドのためにも、清潔できれいなまちづくりを推進していくことが重要となる。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
6	佐野 智昭（6）	<p>こうしたもろもろの状況を踏まえ、そしてコロナ禍を機に、自分たちのまちは自分たちの力できれいにしていこうという思いや美しいまちづくりに向けての機運をより一層高め、オール富士市でみんながそれぞれの立場で身近な環境、足元から具体的な活動ができるよう、制度や仕組みの充実、各種施策の拡充が必要であると考えます。</p> <p>特にマナー条例については、社会・経済情勢の変化や市民の意識、生活形態の変化などに即応し、目的や基本理念の達成のために、柔軟に見直し、充実していくことが必要ではないかと考える。また条例では、まちを汚さない、マナーを守るという保全の観点と、まちをきれいにするという創造の観点から施策を展開していくとしているものの、創造の観点についての規定が弱いように感じる。</p> <p>将来に向けて、世界に誇る日本一の富士山の麓のまちにふさわしい、ごみのない日本一きれいなまちを目指し、みんなが一丸となって取り組んでいく姿を想い描き、以下質問する。</p> <p>(1) 現時点でのマナー条例の成果と課題について伺う。</p> <p>(2) マナー条例の規定内容の充実や具体的な施策の拡充については、成果が得られそうなものを可能な限り盛り込むことで、多様な展開が図られるのではないかと考え、本市と人口規模が近い20万人台の都市の類似条例や取組を参考に、また、マナー条例施行1年後に実施した生活環境、モラル・マナーの向上に関する市民アンケート結果などを踏まえ、以下を提案し、それに対する見解を伺う。</p> <p>① 土地所有者等の責務を条例に規定したらどうか。</p> <p>② （仮称）誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり行動計画の策定を条例に規定し、それに基づき施策を展開したらどうか。</p> <p>③ 条例の美化推進重点区域に富士海岸を指定し、市・市民・事業者・関係機関及び関係団体が一体となって美化活動を展開したらどうか。</p> <p>④ 命令に従わない場合の罰則を条例に規定したらどうか。</p> <p>⑤ 美しいまちづくりに寄与・貢献している個人や団体に対する顕彰を条例に規定したらどうか。</p> <p>⑥ ポイ捨て等の巡回パトロールや啓発・指導などを行っていただく（仮称）美化推進員を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として設けたらどうか。</p> <p>⑦ 市・市民・事業者・関係機関及び関係団体が情報交換を行い、一体となって美化活動を推進するための（仮称）環境美化推進会議を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として設置したらどうか。</p> <p>⑧ 一斉清掃活動、啓発活動を推進するための特定日や期間を条例に規定したらどうか。もしくは、施策として定めたらどうか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
6	佐野 智昭（6）	<p>⑨ ポイ捨て防止等の啓発活動のためのキャンペーンを定期的に実施したらどうか。</p> <p>⑩ 学校や企業を対象に、美化教育を推進したらどうか。</p> <p>(3) ふじクリーンパートナー事業については、環境部門に業務を移管し、マナー条例との関連の中で推進していくことが効果的であると考えがいかがか。</p>	市長 及び 担当部長